

別記様式第四（第十三条及び第二十二條関係）

発簡番号

発簡年月日

殿

（給付金支給機関の長）

若年定年退職者給付金追給通知書

年 月 日付で貴殿から請求のあった若年定年退職者給付金の追給については、
下記のとおり、支給する ことに決定したので通知する。
支給しない

なお、この処分についての審査請求は、行政不服審査法の規定により、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3月以内に防衛大臣に対してすることができ。

また、この処分の取消しの訴えは、行政事件訴訟法の規定により、この処分があったことを知った日から6月以内に国を被告として（被告を代表する者は法務大臣）提起することができる（なお、この処分があったことを知った日から6月以内であっても、この処分の日から1年を経過するとこの処分の取消しの訴えを提起することはできない。）。ただし、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3月以内に審査請求をした場合には、この処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決があったことを知った日から6月以内に提起することができる（なお、その裁決があったことを知った日から6月以内であっても、その裁決の日から1年を経過するとこの処分の取消しの訴えを提起することはできない。）。

記

追 給 金 額	円
不 支 給 の 理 由	

細部計算内訳は、同封の若年定年退職者給付金追給調書のとおり。

備考 不要の文字は、抹消すること。